

令和3年第2回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和3年7月30日
- ・開会 令和3年7月30日
- ・閉会 令和3年7月30日

大空町議会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤	忍	7番	品田	好博
2番	三條	幸夫	8番	齋藤	宏司
3番	上地	史隆	9番	松岡	克美
4番	田中	裕之	10番	深川	昇
5番	原本	哲己	11番	松田	信行
6番	沢出	好雄	12番	近藤	哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長 教育委員会 教育長

副 町 長 福祉課 参事

総合支所 長 建設課 長

会計管理者 建設課 参事

総務課 長 住民福祉課 長

住民課 長 総務課 主査

福祉課 長

生涯学習課 長 生涯学習課 参事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

## 令和3年第2回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和3年7月30日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について  
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第60号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第61号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第62号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第9号 専決処分の報告について

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下英二 教育委員会教育長 渡邊國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口明夫 福祉課参事 阿部雅浩  
総合支所長 田中信裕 建設課長 高島清和  
会計管理者 平田義和 建設課参事 山本純生  
総務課長 林敏美 住民福祉課長 阿部征弘  
住民課長 星加政志 総務課主査 安念真人  
福祉課長 鈴木章夫

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐々木徳幸 生涯学習課参事 村山修

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田勉 事務局主幹 田中学

以上のとおり報告する。

令和3年7月30日

大空町議会議長 近藤哲雄

# 諸 般 の 報 告

《令和3年6月23日～令和3年7月30日》

- 6月23日 第4回議員協議会  
第5回議会広報常任委員会
- 28日 網走市麦類乾燥調製貯蔵施設落成修祓式（網走市）
- 30日 第5回議会運営委員会  
第5回議員協議会
- 7月 2日 大空町まちづくり模擬議会オリエンテーション
- 10日 大空町まちづくり模擬議会
- 14日 夏の交通安全運動「交通安全旗の波作戦」
- 15日 第6回総務厚生・第6回産業建設文教合同常任委員会  
第6回総務厚生常任委員会  
第6回産業建設文教常任委員会  
第6回議会広報常任委員会
- 26日 総務厚生常任委員会所管事務調査
- 28日 第6回議会運営委員会
- 30日 令和3年第2回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。  
ただいまから、令和3年第2回大空町議会臨時会を開会します。

◎会議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。  
暑い方は上着を脱いで結構です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、5番、原本哲己議員及び6番、沢出好雄議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。  
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。  
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、7月28日に議会運営委員会を開き、会期等について協議いたしました。

本臨時会は、町長から提出されております案件が3件、議会提出案件が2件であります。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日1日限りに決定しました。

### ◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。  
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 議案第60号

◇議 長 日程第4、議案第60号、大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書1ページをお開きください。議案第60号、大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年7月30日提出、大空町長、山下英二。

3ページは改正文でございます。

議会臨時会参考資料1ページに大空町手数料条例の一部を改正する条例の概要を、2ページ、3ページにつきましては、大空町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、臨時会参考資料1ページをお開きください。

今回の改正は、個人番号カードの再交付の手数料は、市区町村の条例において手数料を規定し、申請者から徴収することとされていましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードを発行する地方公共団体情報システム機構が再交付手数料を徴収できることとなりました。

施行日でございます令和3年9月1日以降は、機構が市区町村に手数料徴収の事務を委託する扱いとなるため、町の手数料条例における個人番号カードの再交付手数料の規定が不要となることから、当該手数料を規定から削除するものでございます。

併せて、通知カードは、マイナンバーカードの普及促進のため、再交付できなくなったことから、当該手数料を規定から削除するものでございます。

項目でございます。通知カードの再交付手数料と個人番号カードの再交付



手数料につきましては、関係条文は別表（第2条関係）でございます。

改正の内容でございます。別表（第2条関係）中、第12項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関する手数料の第1号、通知カードの再交付、1枚につき500円及び第2号、個人番号カードの再交付、1枚につき800円を削除することから、第12項の全文を削るものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。右が改正前の条例、左が改正後の条例となっております。

改正前の条例、上から二つ目でございますが、第12項を削ることに伴いまして、第13項、行政不服の申し立てに関する手数料及び第14項、その他について、それぞれ1項ずつ繰り上げするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年9月1日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号、大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、大空町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第61号

◇議 長 日程第5、議案第61号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書5ページです。議案第61号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,762万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億8,652万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

一時借入金。第3条、一時借入金の借入れの最高額に500万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を16億4,000万円とする。令和3年7月30日提出、大空町長、山下英二。

7ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款、国庫支出金に130万7,000円追加。19款、繰入金に1,092万2,000円追加。22款、町債に540万円追加。歳入合計は1,762万9,000円を追加し、91億8,652万9,000円とするものです。

8ページをお開き願います。歳出です。

4款、衛生費に1,090万5,000円追加。8款、土木費に312万4,000円追加。10款、教育費に360万円追加。歳出合計は1,762万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

9ページをご覧願います。第2表、地方債補正。1、変更です。

町営住宅整備事業債は、限度額に180万円を追加し、3,970万円に変更しています。中央さくら団地建設にかかる事業費につきまして、木材価格の上昇に伴い増額するものです。

大空高等学校寄宿舎整備事業債は、限度額に360万円を追加し、1,440万円に変更しています。東藻琴幼稚園の園舎等の解体にかかる事業費を増額することによるものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、16、17ページをお開き願います。

4款1項3目、環境衛生費の27節、簡易水道事業特別会計繰出金364万5,000円の追加は、水道水の水質改善を図る浄水設備の改修、新規水源の確保に向けた補償調査に要する費用を増額するものです。

2項1目、塵芥処理費の12節、ごみ質分析調査業務委託料726万円の追加は、廃棄物処理施設の維持管理等にあたりまして、ごみの組成割合、成分などを分析調査するものです。

8款6項2目、町営住宅建設費の14節、町営住宅建設工事312万4,000円の追加は、中央さくら団地の建設工事につきまして、木材価格の高騰に伴い事業費に不足が生じますことから増額するものです。

10款4項4目、寄宿舎費の12節、東藻琴幼稚園等解体実施設計委託料360万円の追加は、大空高等学校寄宿舎の整備にあたり必要となります園舎等の解体にかかる費用を増額するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、14、15ページをお開き願います。

15款4項1目1節、地域住宅交付金130万7,000円の追加は、中央さくら団地建設事業費に係る国からの交付金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金1,092万2,000円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

22款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明させていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。17ページの12節、委託料、ごみ収集事業のごみ質分析調査業務委託料の中身について、詳しく説明していただきたいと思えます。何のための分析調査業務委託なのか、その辺、詳しく説明いただければと思えます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 三條議員からの質問にお答えしたいと思います。

委託料の調査の中身ですけれども、まず、ごみ成分の分析ということで町内で収集されております可燃ごみ、それから不燃ごみ、粗大ごみなどを含めたごみの組成を調査するものでございます。その種類ですけれども可燃ごみの6組成、これにつきましては紙類、繊維類、木・竹・わら類、プラスチック類、ゴム・皮革類、その他という6組成の割合を把握するため、女満別地区及び東藻琴地区の収集ごみを無作為に抽出したごみ、10キロ程度になりますけれども、これを1日あたり全地区合計で約100キロから200キロ程度を採取し、6組成を調査するものでございます。これにつきましては約1週間、月曜日から金曜日及び土曜日は粗大ごみになりますので月曜日から土曜日の1週間かけて1日あたり100キロから200キロを収集して、無作為に抽出して成分を調査するものでございます。

調査する内容につきましては、この中から3成分に関する分析ということで、そのごみの中にあります水分量、それから燃やした後の灰分、炭ですけれども焼却灰の分量、それから差し引いたところで可燃物ということで、どれだけが可燃されたのかというこの三つを分析するものでございます。

また併せて、ごみ質の元素分析、こちらは炭素、水素、窒素、塩素、硫黄、酸素などの6項目を調査分析するものでございます。

その他につきましては、また、単位容積、発熱量なども併せて分析、調査するものでございます。

簡単ですけれども、説明については以上です。

◇議 長 質疑は、何のために行なうのかという。

◇住民課長 失礼しました。これらを調査した結果、今後、焼却処理施設、最終処分場の施設整備に向けて調査するものでございます。今後、新たに例えば施設を整備する場合に、どういう物が多いので、それを整備するためにどういう対応をしなければいけないのかということ进行分析するために調査するものでございます。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時16分)

(再開 午前10時17分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。住民課長。

◇住民課長 説明について、もう少し追加させていただきたいと思っておりますけれども、これは単独、うちだけがやるものではないといえますか、本来、焼却施設などを持っているところ、やるところでもあるんですけれども、今、うちを含めて1市5町、斜里町、清里町、小清水町、それから網走市、美幌町を含めて広域で、廃棄物処理施設整備に向けて協議を進めているところですが、それも併せて、各市町が同じ項目を分析して、持ち寄って、今後の整備について協議するための資料ということも含まさっていますので、ご了解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第61号、令和3年度大

空町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第62号

◇議 長 日程第6、議案第62号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書19ページでございます。議案第62号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,645万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年7月30日提出、大空町長、山下英二。

議案書21ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、繰入金に364万5,000円を追加して、歳入合計は、3億2,645万6,000円とするものです。

続きまして、22ページをお開きください。歳出です。

1款、総務費に364万5,000円を追加して、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、28ページ、29ページをお開きください。

1款2項1目、施設管理費、10節、需用費の修繕料89万1,000円の増額は、昭和浄水場における浄水水質の改善を図るため、施設内配管の一部を改造するものであります。

2目、建設改良費、12節、委託料の新規水源補償調査委託料275万4,000円の増額は、新規水源として予定している湧水箇所及び周辺山林の立木調査と土地及び湧水の評価を実施するものであります。

続きまして、歳入の説明をいたします。26、27ページをお開きください。

2款1項1目1節、一般会計繰入金に364万5,000円の増額は、歳出の増額に伴う財源であります。

以上、補正予算の内容について説明いたしましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。29ページの新規水源補償調査委託料275万4,

000円についてお聞きしたいと思います。

説明でもあったように湧水箇所及び周辺の土地を取得すると。そして、交渉に必要となる立木の補償物件の調査、そして3点目が土地、湧水の不動産評価ということだったと思いますが、実際に平成26年度から調査を行って、相続する方が売却の意向を示したということで今日に至ったと思うんですが、その中で改めてお聞きしたいのが、実際に調査を行って、どれぐらいのスケジュールを想定しているのか。

そしてもう1点、所有者の方が現在は売却の意向を示されているかもしれませんが、折り合いがつかない、または人の心は変わるものですから意向が変わるということもあるのではないかとというような心配もしております。その点について改めてお考えを聞かせていただけたらと思います。

◇議 長 建設課参事。

◇建設課参事 新規水源の補償調査の関係ですが、まずスケジュール的なものとしましては、今回補正をお認めいただければ、直ちに委託業務の発注をしたいと考えております。委託業務の期間としましては、おおむね12月いっぱいぐらいを考えておまして、委託業務の完了を見ないままというか、方向性が示された時点で所有者との交渉を始めていきたいと考えております。実際の用地買収については、了解が得られたとすれば来年度でその辺の買収等を行っていききたいと考えております。

相手方との意思疎通の部分ですが、今時点は買収に対しては前向きな回答をいただいているというふうに判断しております。今後においても、その考えが変わらないように継続的に交渉にあたっていききたいと考えております。

以上です。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 この水源の土地については、議員おっしゃったように前の所有者の方が事業についての理解はいただけたのですが、資産として保有をしたいという意向が強かったと。そのような中で不幸にしてお亡くなりになられたということで、人を介しまして一定の期間が過ぎたということでお話し合いができるということであったものですから、私も含めて6月18日に相続人の方とお会いをしたところです。そこの中には身内の方もいらっしゃったということで、評価に基づいて交渉になろうかと思いますが、それ以外にやはり、町が取得するにあたっては税制の優遇措置だとか、その辺のものをきちっとお示しをして、できれば税額をはじくだとか、そういうきめ細やかなお話し合いをしながら、先ほど言ったように途中で気が変わらないように、私も含めて粘り強く交渉させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議 長 3番、上地議員。

◇**上地議員** はい、3番。このことについては、ほかの議員の方も一般質問されたり、力を入れて取り組まれているのもありますし、最後に言われるのはやはり本当に水が一本化になってこそ大空町なのではないかということもありますので、待ち望んでいる方も多いため、できるだけ早期に適切に進めていただくようお願いを申し上げます。

以上で終わります。

◇**議 長** 副町長。

◇**副 町 長** 全力を尽くして、あまり長くならないような中で、相手の理解を得ながら、この事業をぜひ進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇**議 長** そのほか質疑ありませんか。2番、三條議員。

◇**三條議員** はい、2番。2点ばかり教えていただきたいと思います。

29ページの簡易水道施設管理費の需用費の修繕ということで補正計上されていますけれども、施設内の水質改善のためということで説明がありました。仕組みを教えていただければありがたいなと思います。

それともう一つ、今、上地議員のほうからも質問があったのですが、ちょっと違う視点で質問させていただきたいのですけれども、新規水源補償調査委託料の関係で、数年前に水質の調査委託を行っておられると思います。当時の調査結果について、ちょっと私、記憶にあまりないのですが、当然、ここまで進めるにあたっては水量等が十分確保されるということが当時の調査結果で得られているが故に今回の調査に至っていると思いますけれども、その辺のことを分かる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

◇**議 長** 建設課参事。

◇**建設課参事** まず1点目の修繕料の関係ですが、今現在、昭和浄水場は二つの浄水処理施設となっております。一つは平成元年に建設された施設。もう一つが平成15年に建設された施設となっております。平成15年に建設された施設のほうには、通常の水質処理のほかに活性炭ろ過施設というものも存在しておりまして、昭和浄水場の水質が悪いと言われている原因としては塩素臭が強いということは今想定しておりまして、その強い塩素臭を取り除くためには、活性炭を通過させるとその臭いがとれるということになっております。そして、その平成元年につくられた施設のほうは活性炭処理がされておりませんので、平成元年につくられた施設から平成15年につくられた施設のほうに水を送る配管を一部改造してつくることによって、昭和浄水場でつくる水のすべてを活性炭処理した水とすることで、水質改善を図

りたいと考えております。

次に、新規水源の関係ですが、まず以前調査したときの水質の関係ですが、今現在、東藻琴で取水している原水の水質とほぼ同様の水質となっております。浄水処理をするためには塩素滅菌のみということで、今、昭和浄水場で行っているような急速ろ過という方法をとらなくても、塩素を少量加えるだけで飲める水の水質となっております。次に、量ですが、もともと調査当初は1日あたり2,500トンの取水量を目標として調査を実施していましたが、最終的に安定的に確保できる量としては2,100トン程度の水量なら確保できるというところで新規水源での水量調査等は終えているところです。2,100トンあれば大空町女満別地区の水量としては賄える分があるというふうに判断しております。

以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第62号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 報告第8号

◇議 長 日程第7、報告第8号、専決処分の報告についてを議題とします。  
山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 専決処分につきまして、ご説明させていただきます。

議会側議案書の3ページをお開き願います。

専決処分第3号。専決処分書。大空町所有樹木の倒木に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法



第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年7月20日、大空町長、山下英二。

記、1、和解内容。別紙でございますが、後ほど説明させていただきます。

2、損害賠償の額。22万5,500円。

3、和解の相手方。網走郡大空町女満別日進94番地の3、日進機械化集団、集団長、古田昭治氏でございます。

5ページをお開き願います。

和解内容。

1、事故の原因。

(1) 事故発生日時。令和3年6月4日。時刻は不明です。

(2) 事故発生場所。網走郡大空町女満別日進159番地1。

(3) 事故の相手方。網走郡大空町女満別日進94番地の3、日進機械化集団、集団長、古田昭治。

(4) 事故の概要。大空町が管理する樹木が強風により倒木し、相手方の所有する倉庫に接触して損害を与えたものでございます。

2、和解の条件。

(1) 事故の第1当事者(甲)。大空町長、山下英二。

(2) 事故の第1当事者(乙)。網走郡大空町日進94番地の3、日進機械化集団、集団長、古田昭治。

(3) 過失割合。甲100%、乙0%。

(4) 損害賠償の額。22万5,500円。

(5) 支払期限。甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金22万5,500円を令和3年8月10日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て。示談書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。

なお、総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものでございます。

日ごろから町有財産の適正管理に努めているところではございますが、改めて事故等の発生防止に向けまして、安全性の確保を図ってまいりたいと存じます。

以上、専決処分の内容につきまして、報告とさせていただきます。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。

#### ◎日程第8 報告第9号

◇議 長 日程第8、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議会側議案書9ページでございます。

専決処分第4号。専決処分書。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第

1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年7月20日、大空町長、山下英二。

記、1、和解内容。別紙でございますが、後ほど説明させていただきます。

2、損害賠償の額。23万5,508円。

3、和解の相手方。札幌市中央区大通東1丁目2番地、北海道電力ネットワーク株式会社、流通総務部長、赤坂佳代子。

11ページになります。

和解内容。

1、事故の原因。

(1) 事故発生日時。令和2年12月21日、午前5時30分頃。

(2) 事故車両。北見130さ1864（除雪トラック）。

(3) 事故発生場所。網走郡大空町女満別湖南341番地1。

(4) 事故車両の運転者。中村真一。

大空町との関係。会計年度任用職員（パート）。

(5) 事故の相手方。札幌市中央区大通東1丁目2番地、北海道電力ネットワーク株式会社。

(6) 事故の概要。特認路線の除雪作業中、除雪車両後方にある路面整正装置の左側が電柱に接触し、北海道電力ネットワーク株式会社所有のコンクリート柱に損害を与えた。

2、和解の条件。

(1) 事故の第1当事者（甲）。大空町長、山下英二。

(2) 事故の第1当事者（乙）。札幌市中央区大通東1丁目2番地、北海道電力ネットワーク株式会社、流通総務部長、赤坂佳代子。

(3) 過失割合。甲100%、乙0%。

(4) 損害賠償の額。23万5,508円。

(5) 支払期限。甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金23万5,508円を令和3年7月26日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て。示談書（承諾書）の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。

事故の当日につきましては、風雪による吹込み除雪を午前5時より実施しておりました。当該路線は砂利道1車線であり、折り返し時に事故が発生したところでございます。状況といたしましては進行方向左側に電柱があり、前方のプラウは電柱をかわしておりましたが、後方にあります路面整正装置が電柱に接触し破損させたものでございます。

なお、職員に怪我はなく、除雪車両にも損傷はありませんでした。

また、この事故を踏まえ、除雪に従事する職員に情報を共有し、事故のないよう指導を行い、安全運行に努めたところでございます。

以上、専決処分の内容につきまして報告いたします。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これでは本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。  
以上で令和3年第2回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前10時41分)